

令和4年10月

福祉事業
(貯金・貸付・物資)
(保健・互助会)

島根県市町村職員共済組合

＜お問い合わせは担当までお願いします＞

総務課（貯金・貸付・物資） TEL0852-21-9489

健康管理課（保健・互助会） TEL0852-21-9510

退職後に利用できる共済組合 及び互助会の福祉事業一覧

退職後でも、利用できる事業があります。
退職後の状況により内容が異なります。



令和4年10月現在

退職後の状況 事業	任意継続組員	共済組合の組員	左記以外 ・再就職し健康保険に加入する者 ・国民健康保険に加入する者 ・家族の被扶養者になる者(※4)等
積立貯金 P3 参照	利用可能	利用可能	利用不可
遺族サポート プラン等 P5 参照	継続可能	継続可能	継続可能
人間ドック 助成 P9 参照	対 象:前年度の退職者で任意継続組員となった方(※1) 助成額:20,000円(令和4年度)	現職中と同様 ・人間ドック助成 ・人間ドックオプション検診助成 ・PET検診助成 詳細は、ホームページをご覧ください。	対 象:前年度の退職者で左記以外の者(※1) 助成額:10,000円(令和4年度)
施設利用 助成 P9 参照	以下の施設で宿泊利用助成あり ホテル白鳥 県内契約施設(※2) 県内協定施設(※3) 対 象:任意継続組員及びその被扶養者 助成額:1人1泊 1,000円 (小学生は500円) ※共済組合施設利用証(右図カード)も利用可能	現職中と同様 ・宿泊利用助成 ホテル白鳥 県内契約施設(※2) 県内協定施設(※3) 県外契約施設 ・日帰り利用助成 ホテル白鳥 県内契約施設(※2) ・海・山の家等利用助成 ・家族宿泊利用助成 ・スポーツクラブ利用助成 詳細は、ホームページをご覧ください。	対象外 ただし、退職者(共済組合の長期給付適用期間がある者に限る。)は共済組合施設利用証(下記参照)を提示することで組員料金で利用可能(※1) 利用可能施設はP9掲載のホームページでご確認ください。  ※年金受給権者は「年金受給権者等施設利用証」
特定健康 診査・特定 保健指導 P10参照	40歳から74歳までの任意継続組員及びその被扶養者は対象(※1)	現職中と同様 40歳から74歳までの組員及びその被扶養者は対象	各医療保険者ごとに取扱いが異なりますので、退職後に新しく加入される医療保険者にお問い合わせください。
互助会事業 (※5)	上記を除いて利用不可	利用可能	上記を除いて利用不可

※1 令和5年3月末退職者には、令和5年5月下旬に御自宅へ案内文書を郵送する予定です。

※2 県内契約施設:国民宿舎さんべ荘、国民宿舎千畳苑、Ento(エントウ:旧マリンポートホテル海士)、隠岐ビューポートホテル

※3 県内協定施設:サンラポーむらくも、島根県教育会館、レインボープラザ

→県内協定施設の宿泊利用助成については、ホテル白鳥が満室の場合にのみ適用

※4 当組合の被扶養者になる場合を除きます。

※5 インフルエンザ予防接種助成、鍼灸・マッサージ助成など

貯金事業

退職後の共済積立貯金の継続

①任意継続組員	②共済組合の組員	③「①②以外の者」
継続可能	継続可能	継続不可 〈共済積立貯金の解約〉

①任意継続組員、②共済組合の組員 になる方

⇒継続して利用できます。

なお、①、②の資格を喪失するときは、解約手続（「積立貯金解約・払戻請求書」の提出）が必要になります。

定例積立	毎月一定額を給料控除 *①任意継続組員は不可		
臨時積立	<p>希望するときに任意の金額を下記アまたはイにより振込み 振込先 共済組合貯金口座</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>金融機関：山陰合同銀行 支店名：本店営業部 預金種別：普通 口座番号：2209899 受取人名：ジョウソクキョウカイキョウ</td> <td>金融機関：中国労働金庫 支店名：松江支店 預金種別：普通 口座番号：2031171 受取人名：ジョウソクキョウカイキョウ</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア ATM・インターネットバンキングで振込み 振込人名の前に組員証記号番号（7〇〇-〇〇〇〇）を入力してください。組員証記号番号の入力がない場合は、別途「積立貯金の臨時積立に関する申出書」の提出が必要です。申出書は共済組合ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>イ 共済組合積立貯金専用の振込用紙で振込み 専用振込用紙で山陰合同銀行または中国労働金庫の窓口からお振込みください。専用振込用紙は共済組合または所属所共済組合事務担当課からお取り寄せください。</p>	金融機関：山陰合同銀行 支店名：本店営業部 預金種別：普通 口座番号：2209899 受取人名：ジョウソクキョウカイキョウ	金融機関：中国労働金庫 支店名：松江支店 預金種別：普通 口座番号：2031171 受取人名：ジョウソクキョウカイキョウ
金融機関：山陰合同銀行 支店名：本店営業部 預金種別：普通 口座番号：2209899 受取人名：ジョウソクキョウカイキョウ	金融機関：中国労働金庫 支店名：松江支店 預金種別：普通 口座番号：2031171 受取人名：ジョウソクキョウカイキョウ		
払戻・解約	<p>「積立貯金解約・払戻請求書」を提出 請求書は共済組合ホームページからダウンロードしてください。 *①任意継続組員は共済組合へ直接提出してください。 *毎月2回の払戻(解約)日、請求書提出締切日は、共済組合ホームページ掲載「共済積立貯金カレンダー」をご確認ください。</p>		
残高の確認	<p>「貯金現在残高通知書」を年2回（4月、10月）発行 *①任意継続組員は御自宅へ送付します。</p>		

③「①②以外の者」になる方

⇒継続して利用できませんので、解約手続が必要です。

「積立貯金解約・払戻請求書」を所属所の共済組合事務担当課を通じて提出してください。解約金は共済組合届出の給付金口座に送金します。

貸付事業

貸付金の償還

在職中に共済組合から貸付金を受けている方は、貸付金の残額を退職金からの控除により一括償還していただきます。貸付を受けている方の手続は不要です。

退職された月の翌月以降に償還する場合、退職時の未償還元金に対する利息が加算されます。貸付金の残額を退職金から全額控除できない場合や退職金の支給がない場合は、振込み等により償還していただきます。

物資事業

1. ガソリン

ガソリン（ENEOS ASSOC）カードについて、退職月は利用することができません。退職される場合は、カード（家族カードを含む）を速やかに所属所共済組合事務担当課への返却をお願いします。

なお、3月末退職予定の方は、令和5年2月分の利用代金の給料控除ができないため、振込書により本組合に直接入金していただくこととなります。振込書は3月中旬以降に送付します。

2. 保健薬

保健薬について、退職月は申込方法にかかわらず、申込みいただくことができません。

なお、3月末退職予定の方は、令和5年2月10日（金）申込受付締切日分が最終の申込みとなりますが、代金の給料控除ができないため、振込書により本組合に直接入金していただくこととなります。振込書は3月中旬以降に送付します。

3. 遺族サポートプラン等（団体生命保険）

退職時に加入している遺族サポートプラン等（職場復帰支援プランを除く）は、退職後も継続することができます。（退職後の保険料は毎月口座振替）

遺族サポートプラン、遺族サポートプランα、総合医療プラン、特定疾病保障保険、賠償責任補償付傷害保険「守るくん」は70歳まで、医療費支援プランは79歳まで、医療保障保険は69歳までそれぞれ継続が可能です。（P●参照）

遺族サポートプラン等加入者で3月末退職予定の方は、遺族サポートプラン等の退職後継続または脱退の手続きを11月末頃にご案内します。

なお、退職後、再任用等で引き続き共済組合の組合員となる方（短期組合員を除く）については、現職時と同様の取扱いとなり、給料控除を継続します。（手続き不要）

4. 個人年金ゆとり（拠出型企業年金保険）

個人年金ゆとりは、退職と同時に脱退となり、積立金の受取方法の選択が必要となります。受取方法は、確定年金、保証期間付終身年金、脱退一時金の3つがあります。（年金受取については次ページ参照）

個人年金ゆとりの受取額の試算書及び積立年金保険給付金請求書については、11月末頃にご案内します。

なお、退職後、再任用等で引き続き共済組合の組合員となる方（短期組合員を除く）については、現職時と同様の取扱いとなり、給料控除を継続します。（手続き不要）

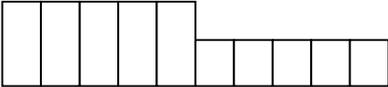
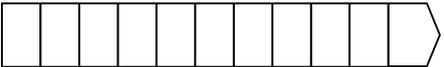
〈年金受取について〉

次のいずれかに該当する場合は、確定年金または保証期間付終身年金を選択することができます。（該当しない場合は、一時金での受取となります。）

- (1) 掛金払込完了年齢（満60歳の年度末※）に達したとき

※再任用、特別職等により組合員の資格を有する場合（短期組合員を除く）は、満61歳から満70歳までのいずれかの年度末（ただし、加入日から保険料払込完了年齢までの期間が10年未満の場合は、年金の選択に条件があります。）

- (2) 掛金払込終了時において、掛金払込期間が10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により脱退したとき（ただし、確定年金は60歳まで据置した場合に選択が可能）

確定年金	保証期間付終身年金
<ul style="list-style-type: none"> ・ A型またはB型を選択できます。 ・ 10、15、20年間の受給年数を選択できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ C型またはD型を選択できます。 ・ 10、15年間の保証期間を選択できます。
(A型) 5年間倍額給付型 	(C型) 5年間倍額給付型 
(B型) 定額型 	(D型) 定額型 

〈退職時一時積増〉

退職時に年金受取を選択した場合、一時積増をすることにより、年金原資を増やすことができます。積増限度額は以下のとおりです。

- (1) 確定年金を選択する場合

退職時の積立残高範囲内の金額（万単位）

※退職時の積立残高が1,000万円以上の方は1,000万円まで

- (2) 保証期間付終身年金を選択する場合

退職時の積立残高に関係なく、1,000万円まで（万単位）

〈年金受取に係る注意事項〉

- ・ 年金は年4回（1、4、7、10月）3か月分ずつに分けて受取となります。
- ・ 年金受取開始後に、受取内容（年数、種類、年金型）の変更はできません。
- ・ 年金受給開始年齢を繰り延べすることが可能です。繰延期間は10年間で限度です。繰延期間中の増口（振込み）、減口（払出し）の取扱いはできません。なお、一度設定した繰延期間は、短縮や延長が可能です。

◇団体保険の退職時の手続きについて

退職にあたって、職場で加入している団体保険の手続きがそれぞれ必要になります。現在加入している保険をご確認ください。

地方公共団体職員の方が職場で加入している主な保険は、次のものがあります。この他、各所属所によって取り扱っているものが異なりますので、詳細につきましては所属所の各担当者等にお問い合わせください。

《お問い合わせ先と団体保険等名称》

○島根県市町村職員共済組合（TEL 0852-21-9489）

○各所属所共済組合事務担当課

・遺族サポートプラン	・医療費支援プラン
・遺族サポートプランα	・賠償責任補償付傷害保険「守るくん」
・医療保障保険	・総合医療プラン
・特定疾病保障保険	・職場復帰支援プラン※退職後継続不可
・個人年金ゆとり	

○全国町村職員生活協同組合島根県支部（TEL 0852-21-4303）

・火災共済	・自動車共済
・特定疾病保険制度	

○島根県町村会（TEL 0852-21-4303）

・個人年金共済	・任意生命保険
・任意医療保険	・任意収入補償保険

○自治労共済本部島根県支部（TEL 0852-59-9898）

○各労働組合

・団体生命共済	・じちろう退職者団体生命共済
・長期共済・税制適格年金	・総合共済
・じちろうこども保障満期金付タイプ	・住まいる共済
・交通災害共済	・じちろうマイカー共済

遺族サポートプラン等（団体生命保険）

制度名	主な給付事由等	退職後の取扱い 各制度単独で継続可能
遺族サポートプラン	死亡・高度障害の場合、保険金を一時金または年金としてお支払い	70歳まで継続可能
遺族サポートプランα	死亡・高度障害の場合、保険金を一時金または年金としてお支払い 遺族サポートプランの上乗せ保障	70歳まで継続可能
職場復帰支援プラン	就業不能状態が不支給期間（※）を超えて継続している場合、給付金をお支払い ※不支給期間…給付金支払対象とならない期間	退職と同時に脱退
医療費支援プラン	病气やケガで入院、入院を伴わない手術、放射線治療及び先進医療を受けられた場合の費用をサポート	79歳まで継続可能
医療保障保険	病气やケガで5日以上入院した場合の費用をサポート	69歳まで継続可能
総合医療プラン	病气やケガで継続して2日以上入院した場合、または三大疾病による入院の場合、入院給付金を1日目からお支払い 女性疾病、所定の生活習慣病の入院、所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払い	70歳まで継続可能 (退職後は健康サポート・キャッシュバック特約の適用はありません。)
特定疾病保障保険	3大疾病の治療費として保険金をお支払い 死亡・高度障害の場合、保険金をお支払い	70歳まで継続可能 (退職後は健康サポート・キャッシュバック特約の適用はありません。)
賠償責任補償付傷害保険 「守るくん」	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払い 日常生活における賠償責任等のリスクについて補償	70歳まで継続可能

※詳細については、本組合ホームページに掲載していますパンフレットをご確認ください。



ID : kyousai

パスワード : hakucho1

保健・互助会事業

1. 退職後人間ドック助成について

前年度の退職者（任意継続組合員であるか否かは問いません。）が人間ドック（健康診断等対象外）を医療機関で受診された場合、健診費用の一部を助成します。

（退職した年度の翌年度、1回限りの助成になります。）

助成額：任意継続組合員 20,000円
任意継続組合員以外 10,000円

※組合員期間●年以上等の一定の条件を、令和5年度から設定する可能性があります。



注意事項

- ・令和5年5月下旬に退職者のご自宅へ案内文書を送付いたします。この助成を希望される方は、事前に助成申請していただく必要があります。（予算の上限を超える応募があった場合は抽選となります。）
- ・医療機関への人間ドックの受診予約は、**退職者ご自身で直接医療機関に申し込む**必要があります。

2. 任意継続組合員(被扶養者を含む)にかかる宿泊利用助成について

ホテル白鳥、県内契約施設（さんべ荘・千畳苑・Entô（エントウ：旧マリポートホテル海士）・隠岐ビューポートホテル）に宿泊される場合、助成します。

助成額：1人1泊 1,000円

施設フロントで任意継続組合員であることをお申し出いただき、任意継続組合員証をご提示のうえ、該当施設のフロントに備え付けの「宿泊所利用券」をご記入いただきますと、宿泊利用料金から助成額が控除されます。

※県内協定施設（サンラポーむらくも・島根県教育会館・レインボープラザ）については、ホテル白鳥が満室の場合にのみ助成します。

3. 共済組合施設利用証について

退職後、年金受給者でない方は、下記の共済組合等が運営する宿泊施設で、共済組合施設利用証（下図参照）をご提示いただくと組合員料金等で利用することができます※。

年金受給権者になった場合は、年金受給権者等施設利用証を交付しますので、交付後は当該施設利用証を利用してください。

なお、施設によっては利用を制限している場合もあります。利用施設に直接お問合せください。

※共済組合の長期給付適用期間がある者に限ります。

（該当施設は以下のホームページでご確認ください。）

- 指定都市・市町村・都市職員共済組合 <https://www.ctv-yado.jp/>
- 国家公務員共済組合連合会 <https://www.kkr.or.jp/hotel/>
- 防衛省共済組合 <https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder5/>
- 日本私立学校振興・共済事業団 <https://www.shigakukyosai.jp/yado/index.html>
- 地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/tabino-yado/>
- 公立学校共済組合 <https://www.kourituyasuragi.jp/>
- 警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/syuku01.php>
- 東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/>



5月下旬にご自宅へ送付します。

保健・互助会事業

4. 特定健康診査のご案内について

退職後は、加入する保険者で特定健康診査（後期高齢者医療保険の加入者は「後期高齢者健康診査」）を受診してください。ただし、再就職される方は、保険者が職場の定期健康診査を特定健康診査に代えている場合があります。

共済組合では、任意継続組合員とその被扶養者の方を対象に、**令和5年5月**に任意継続組合員のご自宅へ特定健康診査の案内文書と受診券を送付いたしますので、受診をお願いいたします。

なお、退職後人間ドック助成を請求する任意継続組合員は、人間ドック結果票の提出をもって特定健康診査の受診に代えますので、受診券による特定健康診査の受診は不要です。

◇ 特定健康診査とは

特定健康診査は、40歳から74歳までの方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病のリスクが高い方（予備群）を早期発見・改善するための検査を行います。

生活習慣病は、進行するまで自覚症状が現れないことが多いため、毎年検査を受けて経年変化を確認することでリスクが予想しやすくなります。

健診費用：任意継続組合員は無料（他の保険者では自己負担額がある場合があります。）



※組合員は、事業所が行う定期健康診断等を特定健康診査とします。

保健・互助会事業

5. 今からでも間に合う保健・互助会事業の活用について

任意継続組合員は、保健・互助会事業の一部しか利用できません。組合員（会員）であるうちに保健・互助会事業を活用することをお勧めします。

例えば、PET 検診は約 10 万円の費用がかかりますが、在職中の今なら半額（上限 5 万円）の助成が受けられます。

（広報「白鳥」令和 4 年 8 月号）



**PET 検診
助成金**

がんって早く見つけると 助かる確率が高いんだって!!



PETにより、従来の検査に比べて、ずっと小さな早期がん細胞まで発見することが可能となりました。

対 象 者 / 互助会会員（組合員）

助成金額 / **P E T 検診を受診したときに検診費用の
1 / 2（上限 50,000 円）を助成します。**

なお、互助会が指定する以下の医療機関で予約時に会員であることを申し出た上で、PET 検診を受診された場合、あらかじめ窓口での自己負担額が助成控除後の金額となります。※後日、助成金請求が必要ありません。

なお、予約時に申し出されなかった場合や以下の医療機関以外で受診された場合は、後日請求による助成となります。

ご予約、詳細についてのお問い合わせ先および費用について

PET 検診を受診できる島根県内の医療機関	検 査 費 用（助成前）	
松江市立病院	PET/CTがん検診 日帰りコース	107,800円（税込）
健診センター TEL 0852-60-8120（直通）		
松江赤十字病院	PET/CTがんドック （ベーシックコース） 日帰りコース	104,500円（税込）
健診センター TEL 0852-61-9245（直通）		
独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	PET-CT検査 日帰りコース	107,800円（税込）
健診センター TEL 0855-28-7700（直通）		

*上記の医療機関以外でPET検診を受けられた場合も助成対象です。



**鍼灸マッサージ
助成金**

会員が鍼灸マッサージを受けた 場合助成がありますよ！

年度内 5 回まで
1 回につき
2,000 円を
限度に助成!!

助成金請求は、鍼灸マッサージ助成金請求書の領収欄に
施術所（施術者）の証明を受けてご提出ください。

請求方法は、下のQRコードでご確認ください。

※対象の施術は、あんまマッサージ等の国家資格を有する施術者による保険診療外の施術に限ります。カイロプラティック、整体など民間資格による施術は助成対象外です。



日々の疲れを
マッサージで
癒すのもイイネ!



保健・互助会事業

任意継続組合員が利用できる保健・互助会事業には、○を記載しています。

可否	事業の種類	備 考
○	人間ドック助成	・自己負担8,000円（現職）→助成額20,000上限（任継） ・オプション検診助成なし。
×	歯科健診助成	・島根県歯科医師会の会員の歯科医院に限る。 ・年度内1回に限る。
×	PET検診助成	
×	インフルエンザ予防接種助成	
×	メンタルヘルス相談	
○	特定健康診査・特定保健指導	
×	会員療養費・家族療養費	
×	育児助成金	
×	介護助成金	
×	災害見舞金・災害見舞品	
×	禁煙外来助成	
×	禁煙図書配布	
○	ホテル白鳥 宿泊利用助成	・助成額3,700円（現職）→1,000円（任継）
×	ホテル白鳥 日帰り利用助成	
○	県内契約施設 宿泊利用助成	・助成額3,000円（現職）→1,000円（任継）
×	県内契約施設 日帰り利用助成	
×	県外契約施設 宿泊利用助成	
×	海・山の家等利用助成	・年度内52枚を上限
×	スポーツクラブ活用助成	・契約施設に限る。
×	スマホDEウォーキング	スマホアプリによる参加型
×	結婚祝金	
×	結婚給付金	
×	鍼灸・マッサージ助成	・国家資格を有する施術者による保険診療外の施術に限る。 ・年度内5回に限る。
×	育児図書配布	

各事業の詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.shimane-kyosai.jp/>

(ID : kyousai パスワード : hakucho1)